指定障害福祉サービス事業者一覧

~日中活動系サービス~

令和6年4月 宮崎県障がい福祉課

はじめに

障がい者が自立して地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、平成18年4月から障害者自立支援法(現障害者総合支援法)が施行されました。

法の施行により、これまで障害種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)ごとに提供されていたサービスが一元化されるとともに、施設・事業体系が再編されました。新しいサービス体系においては、日中活動の場と住まいの場が分離されています。

中でも、障がい者が地域において自立した生活を送るためには、働く意欲のある 障がい者の就労促進が極めて重要であることから、一般就労に向けた訓練を行う 「就労移行支援事業」が創設されました。

今回、これらの障がい福祉サービスのうち、日中活動系のサービスを提供する事業者の一覧(令6年4月1日現在)を作成しましたので、御活用ください。

※調査日の都合上、内容等が変更されている場合もあります。

≪サービス体系≫

〈障害者自立支援法施行前〉

身体障害者療護施設 <u>更正施設(身体·知的)</u> 授産施設(身体·知的·精神)

〈障害者自立支援法施行後〉

以下から一又は複数の事業を選択

日中活動

- ①生活介護
- ②自立支援
- ③就労移行
- ④就労継続支援
- ⑤地域活動支援センター

居住支援

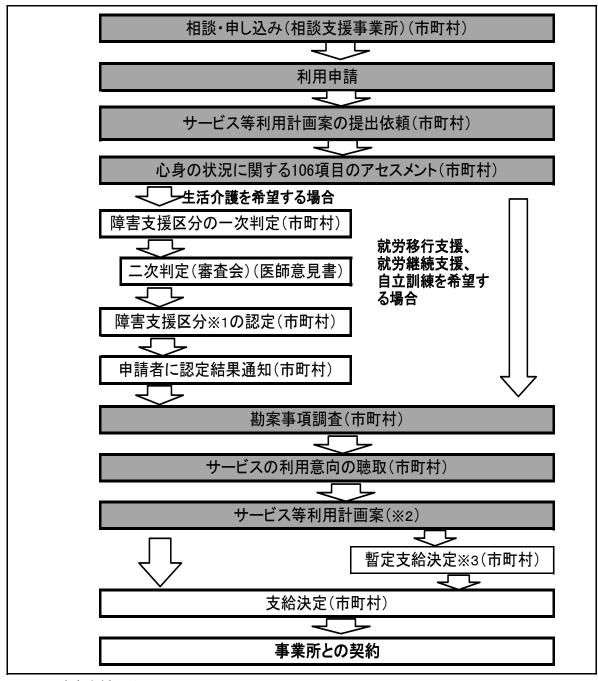
施設への入所

又は

居住支援サービス グループホーム、福祉 ホーム

※平成23年度末までで移行完了。

障害福祉サービスの利用の手続き



※ 1 障害支援区分

障害支援区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1~6:区分6の方が必要度が高い)。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、障がい者の心身の状態に関する80項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定する。

※2 サービス等利用計画案

相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい者の置かれている状況や障害福祉サービス等の利用に関する意向等を勘案し、障がい者等が利用する障害福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成する。

※3 暫定支給決定

一定期間、サービスを利用し、①本人の利用意思の確認、②サービスが適切がどうかを確認する。

事業所との契約の方法

障害福祉サービスを利用するには市町村の支給決定を受けた後、事業所との間で、サービス利用に関する契約を結ぶ必要があります。

1 選んだ事業所に利用の申し込みを行います。

事業所を選ぶ際には色々な情報を収集し、見学を行うなど慎重に選びます。 申し込むときには市町村が発行する受給者証が必要です。



2 事業所からサービスの内容について詳しい説明を受けます。

事業所は、利用者に対して詳しいサービス内容の説明をすることが義務付けられています。わからないことがあれば、納得いくまで確認します。



- 3 契約のときには次のことを確認し、契約は文書(契約書)で行います。
 - ・サービスの内容
 - ・利用者負担額 (定率 1 割負担。所得区分等に応じて月額負担上限額があります。 サービスによっては別途実費負担があります。)
 - ・サービス提供日時
 - ・苦情相談の窓口



4 サービスを利用します。

受給者証を提示して、サービスを利用します。事業所はサービスを提供した場合に、「障害福祉サービス等受給者証(その2)」 の事業所記入欄に、契約内容や利用実績を記入し、サービスの利用状況や支給量の残量が利用者と事業所ともに把握できるようにします。

各サービスの概要

《一般就労を目指す場合》

サービスの種類	サービスの内容
就労移行支援	2年間で、就労を希望する65歳未満の障がい者で通常の事業所に 雇用されることが可能と見込まれる者に対し、就労に必要な知識及 び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その 適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために 必要な相談等の支援を行う。

《福祉的就労》

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく 就労が可能である者に対し、雇用契約の締結等による就労や生産 活動の機会の提供等を行う。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく 就労が困難である者に対し、生産活動の機会の提供その他就労に 必要な訓練その他の支援を行う。
地域活動支援センターⅢ型 型	企業等に雇用されることが困難である者に対し、生産活動の提供・ 社会との交流の促進を行う。

《その他のサービス》

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、
	生活等に関する相談及び助言その他日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供等の必要な援助を行う
自立訓練(機能訓練)	障がい者に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
自立訓練(生活訓練)	32、生活等に関する相談及び助言での他の必要な又接を117。 2年間(長期間入院していた障がい者等にあっては3年間)で、知的
	障がい者又は精神障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等に関
	する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する 相談及び助言等の支援を行う。
地域活動支援センター I	地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができる
型 	よう、必要な情報提供等や権利擁護のための必要な援助を行うと共に、社会との交流の促進等を図る。
地域活動支援センター II	
型 	機能訓練・社会適応訓練・入浴等を行う。